

大田区インバウンド向け PR に係るウェブサイト運営要綱

令和 8 年 6 月 2 日 8 産産発第 10650 号産業経済部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、インターネットを利用した情報発信を通じて、羽田空港を利用するインバウンドの区内への誘客及び回遊の促進を図るため、大田区が運営するインバウンド向けウェブサイト の適正かつ円滑な運営に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インバウンド 訪日外国人旅行客等をいう。
- (2) サイト 大田区がインバウンドに向けて区の観光情報を提供するため、管理運営するウェブサイト をいう。
- (3) コンテンツ サイトに掲載する情報をいう。
- (4) サーバ サイトの情報を保存する電子計算組織をいう。
- (5) トップページ サイトの最も上の階層に位置するページをいう。
- (6) リンク サイトから他団体等のウェブサイト URL を画面上に展開できる設定をいう。

(サイト統括管理者)

第 3 条 サイトを構築し、円滑に管理運営するため、サイト統括管理者（以下「統括管理者」という。）を置く。

2 統括管理者は、産業経済課長とする。

3 統括管理者は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) トップページ及びサイトの構成の管理並びに運営全般に関すること。
- (2) コンテンツの作成、更新及び削除に関すること。
- (3) コンテンツの作成に関する調整、指導及び助言に関すること。
- (4) サーバの管理に関すること。
- (5) サイトのセキュリティに関すること。
- (6) サイトの保守及び運営業務を委託する事業者との連絡調整に関すること。
- (7) サイトの運営に関して関係者を行う情報交換及び連絡調整に関すること。
- (8) その他サイト全般に関すること。

(管理運営の委託)

第 4 条 サイトの保守及び管理運営に係る業務は、事業者等に委託することができるものとする。この場合において、統括管理者は、前条各号に掲げる事項を適切に行うため、事業者等を指揮監督しなければならない。

(コンテンツの掲載基準)

第 5 条 サイトに掲載するコンテンツは、区の品位、公共性及び公益性を損なわないものであり、かつ、区民及び区内事業者に不利益を与えないものであって、次の各号に掲げる条件のいずれかを満たすものでなければならない。

- (1) サイトの閲覧者にとって大田区の観光情報を取得するために有益なもの

- (2) 大田区の地域活性に資すると認められるもの
 - (3) その他サイトに掲載するに相応しいと認められるもの
- 2 次の各号に該当する内容のコンテンツは、掲載してはならない。
- (1) 大田区及び大田区における観光情報と関連性のないもの
 - (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
 - (3) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの
 - (4) 宗教性のあるもの、迷信又は非科学的なものに関するもの
 - (5) 社会問題についての主義主張又は係争中の声明広告等に係るもの
 - (6) 個人・団体の意見広告及び名刺広告等に係るもの
 - (7) 法令等に違反するおそれのあるもの
 - (8) 社会的、市民生活的な観点から適切でないもの
 - (9) 区の品位、公共性及び公益性を損ない、又は区民及び区内事業者に不利益を与えると認められるもの
 - (10) その他サイトに掲載することが不適切であると認められるもの
(個人情報及び知的財産権の取扱い)

第6条 個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第64号)の定めるところにより、適正な収集、管理及び利用を行わなければならない。

- 2 コンテンツの掲載にあたり、知的財産権(著作権、意匠権その他の知的財産に関して法令により定められた権利をいう。)に十分に配慮しなければならない。
(リンク先及び選定要件)

第7条 サイトからリンクすることができるウェブサイトの提供元は、次の各号のとおりとする。

- (1) 国及び他の地方公共団体
 - (2) 公共的団体
 - (3) 区が出資している法人
 - (4) その他、統括管理者が当該サイトを閲覧する者にとって有益と認める事業者、団体及び個人
- 2 リンク先のウェブサイトの内容等は、原則として次の各号の要件を備えているものとする。ただし、閲覧者にとって有益な情報で、区長が認める場合はこの限りでない。
- (1) 個人情報の取扱いについて、十分な配慮を行っていること。
 - (2) 明らかに公序良俗に反する内容又はこれに類する内容を掲載していないこと。
 - (3) 著作権法その他の関係法令に明らかに抵触する内容を掲載していないこと。
 - (4) 政治又は宗教活動に関する内容を掲載していないこと。
 - (5) 個人、団体等を誹謗又は中傷する内容を掲載していないこと。

3 第1項に規定する団体等のウェブサイトへリンクを行った後、前項各号のいずれかに規定する要件が欠けていると判明した場合は、統括管理者はリンクを解除するものとする。

(免責)

第8条 区は、サイトの情報及びサイト運営に係る技術的な問題等に起因して生じた損害に対して一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は産業経済部長が定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。